

# 令和7年度 福島県立高等学校入学者選抜 後期選抜 募集要項

## 福島県立伊達高等学校

〒960-0604 福島県伊達市保原町字元木 23

電話(024)575-3207

### 1 アドミッション・ポリシー

- (1) 伊達高等学校をよく理解し、学ぶ意欲を持った生徒を募集します。
- (2) 学習活動・特別活動等に意欲的に取り組む生徒を募集します。
- (3) 中学校の授業にしっかり取り組み基礎学力がある生徒を募集します。
- (4) これまで様々な活動に意欲的に取り組んだ経験のある生徒を募集します。
- (5) 他者に対する思いやりの心を持ち行動できる生徒を募集します。

### 2 募集定員

全日制の課程 普通科 160名

上記募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

### 3 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者  
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。  
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

### 4 出願手続き及び提出書類

#### ・出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### ・出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（別記様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通1号）  
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
  - ③ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したもの、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一 2 号の 3 により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 上記(1)以外の者

「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（別記様式共通 4 号の 2）を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制 2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（別記様式統一 1 号の 3 又は統一 3 号の 3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

#### ・ 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校においては、受験番号を記入した受験票（別記様式統一 2 号の 2）及び入学検定料納付済証明書（別記様式統一 2 号の 3）を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

#### ・ 出願先変更

志願者は、令和 7 年 3 月 19 日（水）に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、午後 4 時 30 分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、必要書類を提出する。
- (2) 特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和 7 年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、必要書類を提出する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

#### ・ 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通 7 号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通 7 号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 5 出願期間

令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、890円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(別記様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、590円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(別記様式共通3号)を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。  
郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、祝日は受け付けない。

## 7 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。
- (2) 面接 個人面接を実施する。  
面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(社会、数学、理科、外国語(英語))を含む。学習活動の成果を問う内容は点数化し、40点満点とする。  
面接については、段階評価する。
- (3) 作文 作文を実施する。  
あるテーマについて、600字以内で自分の考えをまとめる作文とする。  
作文については、点数化し、30点満点とする。

## 8 面接及び作文の日時及び会場

- (1) 会場 福島県立伊達高等学校
- (2) 日時 令和7年3月24日(月)  
受付 8:10～8:25  
諸注意 8:30～  
作文 9:00～10:00  
面接 10:20～
- (3) 持参物 受験票、上ばき・下足袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
- (4) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 9 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(別記様式共通5号)を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

## 10 その他

- (1) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 以上のほかは、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。